

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月28日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置 (23年度)	平成24年度の措置状況	平成25年度の措置状況	担当課	
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 ○随意契約とする理由について検討が不十分である問題 ③ 種類別収集の視点 (報告書115ページ)</p>	<p>随意契約理由にある「現在の26種類の収集パターン(収集エリア、曜日)を見直すには、ごみ搬入量の均等化を図るためにも大変な作業であり、市民生活に直接影響があることから単純にエリアを分割し数社に発注するには難しい状況」については、その根底に競争入札移行＝収集パターン見直しという概念が働いていると思われる。しかし、競争入札に移行するからといって収集パターン見直しは必須なのかどうかと考えれば疑問符がつく。 (中略) 種類ごとによる収集を検討することにより競争入札の原則導入が可能になる余地があるものと考えられる。 可燃物を扱う長野市一般廃棄物収集運搬業許可業者は平成22年4月1日現在で約130弱存在する。このうち、同組合の組合員企業5社のみが家庭から排出される可燃ごみ収集業務を随意契約により継続的に受託している事実は平成14年度包括外部監査の指摘のとおり、新興・後発業者へ収集業務の参加機会を失わせる結果となる。一方、ごみの収集は1日たりとも停止できない重要度の高い業務であり、やみくもな競争原理を導入した結果市民が混乱してしまえば廃掃法の要請に反することとなる。 難しい問題であるが、絶えずその両者の要請を統合する改善方策を担当課では検証する必要がある。担当課とすればごみの収集は正確性が大事というスタンスは理解できるところであるが、このスタンスに偏りすぎるのは問題であり、少なくとも随意契約ありきでの発想でこの問題に取り組むことは良くない。</p>	<p>種類ごとによる収集を実施することが可能か、市民生活への影響や費用対効果等を考慮し、他市の状況を参考にしながら検討する。</p>	<p>種類ごとの収集について検討したが、同一車両を複数品目の収集に使用することで効率化と経費の節減が図られており、分離することで新たに車両の設備投資が必要となることから、事業費が増大することとなる。また、エリアごとの収集についても、同日に同一車両で複数地区の収集に当たっていることから、分離することにより、同様に事業費増となる。しかしながら、市民生活に影響を及ぼさないことを前提に、引き続き委託の在り方については検討していく。</p>	<p>本年度も、ごみ量の多い時期(H25. 8)の状況を基に検証を行い、種類ごとの収集について検討したが、同一車両を複数品目の収集に使用することで効率化と経費の節減が図られており、分離することで新たに車両の設備投資が必要となることから、事業費が増大することとなる。また、エリアごとの収集についても、同日に同一車両で複数地区の収集に当たっていることから、分離することにより、同様に事業費増となる。しかしながら、市民生活に影響を及ぼさないことを前提に、引き続き委託の在り方については検討していく。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 (結果2) ○積算における価格に関する問題 ② 間接給の積算について (報告書117ページ)</p>	<p>間接給として積算されている社会保険料のなかに、介護保険料の積算部分が含まれている。介護保険料は満40歳以上の従業員について必要となる経費であるが、従事者の中には40歳未満の従事者も多数含まれている。健康保険や厚生年金と異なり一律に積算すべきでない。金額面では些少であるが、より正確な積算のために考慮する必要がある。</p>	<p>満40歳以上の従業員は事業所毎にも異なる上に毎年変動する可能性があるため固定するのは困難であるが、他市の状況などを参考にして検討したい。</p>	<p>本年度の受託事業者従業員の年齢構成等調査をした。雇用に動きがあり、年によって変動することから、今後3ヵ年程度の実態を把握し、実態に即した積算根拠を検討したい。</p>	<p>本年度も、受託事業者従業員の年齢構成の調査を実施した。雇用に動きがあり、年によって変動することから、引き続き実態を把握し、実態に即した積算根拠を検討したい</p>	<p>生活環境課</p>